

見本



【補助教材 6】令和 8 年度用 教育小六法

- ① 分厚い、しかも高価な、加えてそのほとんどが利用されい法令も収録されている市販の教育小六法にかわるものはないかと思い、たどりついた教材です。
- ② 最大の特長として、
 - ㊦ 過去20数年間に出题された教育法規のすべて問題について、該当する条のところに、いつの試験において、どの語句が問題（正答）として使われたか、【過去問】と題して示しました。
 - ㊧ 条によっては、その条文と関連する重要事項を【解説】として注釈しました。
 - ㊨ また、教育法規を構造的に理解してもらうため、必要に応じ、「関連する他の条もみなさい」という意味の【参照】を加えました。
 - ㊩ どの法令の第何条から出题されたか、過去20数年分を一覧表にまとめました。
出題する側の意図（出題の傾向）が一目瞭然に読み取れます。
- ③ 用途を考慮し、印刷会社において印刷・製本しました。
- ④ A 4 版に仕上げました（118頁）。表紙は少し厚めのコート紙で、使いやすくしてあります。
- ⑤ 教育法規の学習の際に、すぐにひもとけるように心がけました。何よりも、「お財布」に配慮しました（できれば、市販の『教育小六法』（最新版）を購入することを薦める）。
- ⑥ 内容は、次頁以降に示す本書の一部をご覧ください。
- ⑦ 「目次」をご覧くださいればおわかりのように、教員採用試験の教育法規の出題範囲はほとんどカバーしております。
- ⑧ これまでの試験で出题された法令はほとんど収録されておりました。
- ⑨ 「令和 7 年度用」では、「令和 6 年度実施」試験の出典を追加・収録しました。
- ⑩ 法令には新規の制定、既存の改正がつきものです。最新のもので編集しました。

こういう「教育小六法」はどこにもないのでは。

総力をあげ、沖縄県の教員採用試験対策に特化した内容に仕上げました。

次頁以降に見本（表紙以外はすべてスミ 1 色）



【補助教材 6】教育小六法の表紙（A 4 版）

令和 7 年度実施試験の問題の出典が追加されます。

令和 7 年度実施試験の問題が入手でき次第、令和 8 年度用に差し替えます。

令和 7 年度用

教育小六法

沖縄教職研究会

本書の特長と効果的な利用法

本県では、特別支援教育、生徒指導の領域を含め教育法規の比重がとても高い傾向にある。

- 1 本書は、「令和7年度実施」教員採用試験対策のため、重要な教育法規を収録したものである。
- 2 収録にあたっては、本県の過去問を徹底分析し、県外の過去問に加え、教員採用試験のための参考書、問題集を精査し、本県の教員採用試験対策にとって重要なものを精選した。
- 3 法令には新規の制定、既存の改正などがつきものである。最新のものに対応した。
- 4 本書の最大の特長として、利用者の便宜を図るため次のような工夫をこらした（本文はモノクロ）。
 - ① 教職教養で出題されたすべての問題の正答を、該当する法令・条の直後に【過去問】として収録した。
 - ② 過去に出題された後に条文、条番号等の改正があった法令は、すべて現行の条番号、条文に修正した。
 - ③ 教育法規を構造的に理解してもらうため、関連する事項等を【解説】【参照】【参考】として注釈した。

〔小学校の目標〕

第30条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 2 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

【過去問】平成24年度 ② 生涯にわたり（第2項）

【解説】②（第2項のこと）→「確かな学力」の3要素

【解説】②「主体的に学習に取り組む態度を養う」→教基法6②「自ら進んで学習に取り組む意欲を高める」

【解説】新学習指導要領→第2項に照らし合わせて、育成を目指す資質・能力は次の三つ

- (1) 知識及び技能
- (2) 思考力・判断力・表現力等
- (3) 学びに向かう力、人間性等

〔児童の出席停止〕

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

【過去問】平成17年度 ⑤ 出席停止（第1項）

【過去問】平成18年度 ③ 保護者（第1項）

【過去問】同 ⑤ 教育活動（第1項第四号）

【過去問】平成25年度 ① 出席停止（第1項／組み合わせ）

【過去問】同 ① 損失（第1項第一号／組み合わせ）

【過去問】同 ① 職員（第1項第二号／組み合わせ）

【過去問】同 ① 損壊（第1項第三号／組み合わせ）

【過去問】同 ① 授業（第1項第四号／組み合わせ）

【過去問】令和4年度実施（午前の部） ③ 市町村の教育委員会（第1項）

【過去問】同 ① 性向（第1項）

【過去問】同 ② 授業（第1項第四号）

過去の出題

関連する事項

【参照】いじめ防止対策推進法第26条（出席停止制度の適切な運用等）

【参照】文部科学省「出席停止制度の運用の在り方について（通知）」（平成13年11月6日）

【解説】性行不良による出席停止を命じるのは市町村の教育委員会（主語＝市町村の教育委員会）

【参照・解説】感染症による出席停止（学校保健安全法19）（主語＝校長）

【参照・解説】非常変災による臨時休業（学校法規則63）（主語＝校長）

【参照・解説】感染症予防上の臨時休業（学校保健安全法20）（主語＝学校の設置者）

目次

ご覧いただければおわかりいただけるように、教員採用試験対策としての教育法規はほぼ収録しました。

○わが国の法体系	5
○法令の「条・項・号」	6
○過去の出題一覧	7

基本編

日本国憲法	12
教育基本法	22

学校教育編

学校教育法	27
学校教育法施行令	36
学校教育法施行規則	39
小学校設置基準	50
特別支援学校設置基準	51
義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律	52
教科書の発行に関する臨時措置法	53
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律	53
学校教育の情報化の推進に関する法律	54
いじめ防止対策推進法	55
教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律	60
義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法	61
学校図書館法	62
学校図書館法の附則第2項の学校の規模を定める政令	63

教育奨励編

就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律	63
特別支援学校への就学奨励に関する法律	63
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	64

学校保健編

学校保健安全法	65
学校保健安全法施行令	68
学校保健安全法施行規則	68
食育基本法	70
学校給食法	71

社会教育・生涯学習編

社会教育法	73
子どもの読書活動の推進に関する法律	74
文字・活字文化振興法	74
スポーツ基本法	75

教育職員編

教育公務員特例法	77
地方公務員法	83
労働基準法	88
教育職員免許法	88

教育行政編

地方教育行政の組織と運営に関する法律	90
--------------------	----

情報法編

個人情報の保護に関する法律	91
---------------	----

福祉・文化編

障害者基本法	92
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	93
発達障害者支援法	95
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	96

子ども法編

こども基本法	98
子どもの貧困対策の推進に関する法律	100
児童虐待の防止等に関する法律	101

諸法編

民法	103
著作権法	103

国際法規編

障害者の権利に関する条約	105
児童の権利に関する条約	106

沖縄県条例等編

沖繩県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例	108
沖繩県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例	110
しまくとぅばの日に関する条例	111
沖繩県手話言語条例	111
慰霊の日を定める条例	112
沖繩県教育委員会組織条例	112
美ら島おきなわ教育の日を定める要綱 ～沖繩の未来を拓く人づくり～	113
沖繩県教育大綱（令和4年度～令和13年度）	113
沖繩県教育振興基本計画（令和4年度～令和13年度）～新しい時代を切り拓く人づくり～	114
学校教育における指導の努力点（令和5年度～令和9年度版）	115
県・県教委施策からの過去の出題一覧	116

ココにも注目

沖繩県教育大綱（令和4年度～令和13年度）	113
沖繩県教育振興基本計画（令和4年度～令和13年度）～新しい時代を切り拓く人づくり～	114
学校教育における指導の努力点（令和5年度～令和9年度版）	115
県・県教委施策からの過去の出題一覧	116

○県・県教委の施策からの過去の出題一覧

○県・県教委の施策からの過去問（問題の数）		平成				令和2		令和3		令和4		令和5		令和6	
		28	29	30	31	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後
		沖縄21世紀ビジョン基本計画		2		3						3			
沖縄県教育大綱			3	3	4		3								
沖縄県教育振興基本計画				2	2	3				2		3			
学校教育における指導の努力点		2	3	2			1			2					
同 類	学力向上推進5か年プラン・プロジェクトII					1		2	3			2			
	学力向上推進プロジェクト		1												
	夢・にぬふぁ星プランIII	2													
同 類	「問い」が生まれる授業サポートガイド				1		1				3				
	わかる授業 Support Guide	2													
沖縄県いじめ防止基本方針					3			2	2				2		
沖縄県キャリア教育の基本方針								3	2						
沖縄県家庭教育支援推進計画			3												
沖縄県教育情報化推進計画												3			

※問題の数と試験時間（一般教養＋教職教養）／配点

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度実施試験まで ・令和2年度実施試験（午前の部、午後の部とも） ・令和3年度実施試験（午前の部、午後の部とも） ・令和4年度実施試験（午前の部、午後の部とも） ・令和5年度実施試験（午前の部、午後の部とも） ・令和6年度実施試験（午前の部、午後の部とも） ・令和7年度実施試験 | <ul style="list-style-type: none"> 一般30問＋教職60問（試験時間90分）／配点各1点 一般15問＋教職30問（試験時間45分）／配点各2点 一般15問＋教職30問（試験時間50分）／配点各2点 一般15問＋教職30問（試験時間50分）／配点各2点 一般15問＋教職30問（試験時間50分）／配点各2点 一般15問＋教職30問（試験時間50分）／配点各2点 問題数？（試験時間50分）／配点？ |
|--|---|

○教育基本法

(学校教育) → 第1項の「1」は省略する。

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

【過去問】平成20年度	69	② 体系的な教育 (第2項)
【過去問】同	70	⑤ 規律 (第2項)
【過去問】平成26年度	35	② 教育の目標 (第2項)
【過去問】同	36	④ 組織的 (第2項)
【過去問】平成28年度実施	34	⑤ 国、地方公共団体 (第1項)
【過去問】令和3年度実施 (午後の部)	16	③ 公の性質 (第1項)
【過去問】同	17	② 規律 (第2項)
【過去問】同	18	⑤ 意欲 (第2項)

過去の出題

- 【参照】①「法律に定める学校」→学校法1 (学校の範囲)、学校法2① (学校の設置者)
- 【解説】②「自ら進んで学習に取り組む意欲を高める」→学校法30②「主体的に学習に取り組む態度を養う」
- 【参照】②小学校学習指導要領第1章第1の3の(3)→「学びに向かう力、人間性等」

関連する別の法令の条文、学習指導要領を見なさい

○学校教育法

〔児童の出席停止〕

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

- 【過去問】平成17年度 71 ⑤ 出席停止（第1項）
- 【過去問】平成18年度 77 ③ 保護者（第1項）
- 【過去問】同 78 ⑤ 教育活動（第1項第四号）
- 【過去問】平成25年度 33 ① 出席停止（第1項／組み合わせ）
- 【過去問】同 33 ① 損失（第1項第一号／組み合わせ）
- 【過去問】同 33 ① 職員（第1項第二号／組み合わせ）
- 【過去問】同 33 ① 損壊（第1項第三号／組み合わせ）
- 【過去問】同 33 ① 授業（第1項第四号／組み合わせ）
- 【過去問】令和4年度実施（午前の部） 16 ③ 市町村の教育委員会（第1項）
- 【過去問】同 17 ① 性向（第1項）
- 【過去問】同 18 ② 授業（第1項第四号）



- 【参照】いじめ防止対策推進法第26条（出席停止制度の適切な運用等）
- 【参照】文部科学省「出席停止制度の運用の在り方について（通知）」（平成13年11月6日）
- 【解説】性行不良による出席停止を命じるのは市町村の教育委員会（主語＝市町村の教育委員会）
- 【参照・解説】感染症による出席停止（学校保健安全法19）（主語＝校長）
- 【参照・解説】非常変災による臨時休業（学校法規則63）（主語＝校長）
- 【参照・解説】感染症予防上の臨時休業（学校保健安全法20）（主語＝学校の設置者）

→ こういう勉強のしかたはどうですか

●令和4年度実施（午前の部）

大問1 次の文は、**学校教育法の一部**である。文中の 16 ～ 18 にあてはまる語句をそれぞれ答えなさい。【令和4年度実施（午前の部）】

第35条 16 は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等 17 不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 18 その他の教育活動の実施を妨げる行為

2～3 （略） → 教育活動の中で最も重要なものは 18 ですヨ。

16 ① 文部科学大臣 ② 文部科学省 ③ 市町村の教育委員会 ④ 校長 ⑤ 市町村長

17 ① 性行 ② 素行 ③ 行動 ④ 生活態度 ⑤ 規範遵守

18 ① 学級経営 ② 授業 ③ 学習指導 ④ 生徒指導 ⑤ 学校運営

○学校保健安全法

(出席停止)

第19条 校長は、感染症にかかつており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

【過去問】平成29年度実施 ② 政令

【過去問】令和3年度実施(午前の部) ④ 校長

【解説】感染症予防上の出席停止を命じるのは校長(主語=校長)

【解説・参照】感染症予防上の臨時休業(学校保健安全法20)(主語=学校の設置者)

【解説・参照】性行不良による出席停止(学校法35)(主語=市町村の教育委員会)

→ こういう勉強のしかたはどうですか

●令和3年度実施(午前の部)

大問18 次の文章は、**学校給食法、学校保健安全法、学校図書館法の一部**である。文中の ~ にあてはまる語句をそれぞれ答えなさい。【令和3年度実施(午前の部)】

(2) 学校保健安全法第19条

は、感染症にかかつており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

① 保健所 ② 学校医 ③ 教育委員会 ④ 校長 ⑤ 養護教諭

○教育公務員特例法

第四章 研修

改正教特法が市販の教育法令集に掲載されるのは2024年版

【解説】令和4年に第4章の条で改正あり。「研修実施者」「指導助言者」を新たに追加。令和5年4月施行。

(研修実施者及び指導助言者)

第20条 この章において「研修実施者」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める者をいう。

- 一 市町村が設置する中等教育学校(後期課程に学校教育法第四条第一項に規定する定時制の課程のみを置くものを除く。次号において同じ。)の校長及び教員のうち県費負担教職員である者 当該市町村の教育委員会
- 二 地方自治法第252条の22第1項の中核市(以下この号及び次項第二号において「中核市」という。)が設置する小学校等(中等教育学校を除く。)の校長及び教員のうち県費負担教職員である者 当該中核市の教育委員会
- 三 前二号に掲げる者以外の教育公務員 当該教育公務員の任命権者

2 この章において「指導助言者」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める者をいう。

- 一 前項第一号に掲げる者 同号に定める市町村の教育委員会
- 二 前項第二号に掲げる者 同号に定める中核市の教育委員会
- 三 公立の小学校等の校長及び教員のうち県費負担教職員である者（前二号に掲げる者を除く。） 当該校長及び教員の属する市町村の教育委員会
- 四 公立の小学校等の校長及び教員のうち県費負担教職員以外の者 当該校長及び教員の任命権者

【解説】新設（令和4年）

【解説】研修実施者 = 中核市の県費負担教職員は中核市教育委員会、その他の校長及び教員は原則任命権者
 指導助言者 = 県費負担教職員は市町村教育委員会、その他の校長及び教員は任命権者

（研修等に関する記録）

第22条の5 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、文部科学省令で定めるところにより、当該校長及び教員ごとに、研修の受講その他の当該校長及び教員の資質の向上のための取組の状況に関する記録（以下この条及び次条第二項において「研修等に関する記録」という。）を作成しなければならない。

- 2 研修等に関する記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 当該校長及び教員が受講した研修実施者実施研修に関する事項
 - 二 第二十六条第一項に規定する大学院修学休業により当該教員が履修した同項に規定する大学院の課程等に関する事項
 - 三 認定講習等（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）別表第三備考第六号の文部科学大臣の認定する講習又は通信教育をいう。次条第一項及び第三項において同じ。）のうち当該任命権者が開設したものであつて、当該校長及び教員が単位を修得したものに関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、当該校長及び教員が行つた資質の向上のための取組のうち当該任命権者が必要と認めるものに関する事項
- 3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者が都道府県の教育委員会である場合においては、当該都道府県の教育委員会は、指導助言者（第二十条第二項第二号及び第三号に定める者に限る。）に対し、当該校長及び教員の研修等に関する記録に係る情報を提供するものとする。

【解説】新設。免許更新制を廃止し、新たに校長及び教員ごとに研修の記録を作成（令和4年改正）

（初任者研修）

第23条 公立の小学校等の教諭等の研修実施者は、当該教諭等（臨時的に任用された者その他の政令で指定する者を除く。）に対して、その採用（現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。附則第五条第一項において同じ。）の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（次項「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

- 2 指導助言者は、初任者研修を受ける者（次項において「初任者」という。）の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。
- 3 指導教員は、初任者に対して教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。

【過去問】平成15年度 ⑤ 職務（第1項）

【過去問】同 ④ 実践的な研修（同）

【過去問】平成18年度 ④ 実践的（第1項）

【過去問】同

76

 ① 指導助言者（第2項／令和4年の改正前＝任命権者）

【過去問】平成27年度

38

 ③ 研修実施者（第1項／令和4年の改正前＝任命権者）

【過去問】同

39

 ③ 実践的（同）

【解説】第1項、「任命権者」を「研修実施者」に改正（令和4年）

【解説】第2項、「任命権者」を「指導助言者」に改正（令和4年）